

海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

一	海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）（抄）	1
二	警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三百三十六号）（抄）	3
三	領海等における外国船舶の航行に関する法律（平成二十年法律第六十四号）（抄）	3
四	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）（抄）	5

○海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）（抄）

第二条 海上保安庁は、法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。

②（略）

第五条 海上保安庁は、第二条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 法令の海上における励行に関すること。
- 二 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること。
- 三 遭難船舶の救助並びに漂流物及び沈没品の処理に関する制度に関すること。
- 四 海難の調査（運輸安全委員会及び海難審判所の行うものを除く。）に関すること。
- 五 船舶交通の障害の除去に関すること。
- 六 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。
- 七 旅客又は貨物の海上運送に従事する者に対する海上における保安のため必要な監督に関すること。
- 八 航法及び船舶交通に関する信号に関すること。
- 九 港則に関すること。
- 十 船舶交通がふくそうする海域における船舶交通の安全の確保に関すること。
- 十一 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。）及び海上災害の防止に関すること。
- 十二 沿岸水域における巡視警戒に関すること。
- 十三 海上における暴動及び騒乱の鎮圧に関すること。
- 十四 海上における犯人の捜査及び逮捕に関すること。
- 十五 留置業務に関すること。
- 十六 国際捜査共助に関すること。
- 十七 警察庁及び都道府県警察（以下「警察行政庁」という。）、税関、検疫所その他の関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。
- 十八 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動に関すること。
- 十九 水路の測量及び海象の観測に関すること。
- 二十 水路図誌及び航空図誌の調製及び供給に関すること。

- 二十一 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること。
- 二十二 灯台その他の航路標識の建設、保守、運用及び用品に関すること。
- 二十三 灯台その他の航路標識の附属の設備による気象の観測及びその通報に関すること。
- 二十四 海上保安庁以外の者で灯台その他の航路標識の建設、保守又は運用を行うものの監督に関すること。
- 二十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 二十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- 二十七 所掌事務を遂行するために使用する船舶及び航空機の建造、維持及び運用に関すること。
- 二十八 所掌事務を遂行するために使用する通信施設の建設、保守及び運用に関すること。
- 二十九 前各号に掲げるもののほか、第二条第一項に規定する事務

第十七条 海上保安官は、その職務を行うため必要があるときは、船長又は船長に代わつて船舶を指揮する者に対し、法令により船舶に備え置べき書類の提出を命じ、船舶の同一性、船籍港、船長の氏名、直前の出発港又は出発地、目的港又は目的地、積荷の性質又は積荷の有無その他船舶、積荷及び航海に関し重要と認める事項を確かめるため船舶の進行を停止させて立入検査をし、又は乗組員及び旅客に対しその職務を行うために必要な質問をすることができる。

- ② 海上保安官は、前項の規定により立入検査をし、又は質問するときは、制服を着用し、又はその身分を示す証票を携帯しなければならない。
- ③ 海上保安官の服制は、国土交通省令で定める。

第二十八条 前条の場合において派遣された職員は、その派遣を求めた行政庁の指揮を受けなければならない。

第二十八条の二 海上保安庁長官は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の定めるところにより、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、その船舶又は航空機の乗組員たる海上保安庁の職員に、国際平和協力業務を行わせ、及び輸送の委託を受けてこれを実施させることができる。

第三十一条 海上保安官及び海上保安官補は、海上における犯罪について、海上保安庁長官の定めるところにより、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）の規定による司法警察職員として職務を行う。

第三十三条の二 第五条第二十六号の文教研修施設の名称、位置及び内部組織は、海上保安庁令で定める。

○警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）（抄）

（質問）

第二条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者を停止させて質問することができる。

2 その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、質問するため、その者に附近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。

3 前二項に規定する者は、刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。

4 警察官は、刑事訴訟に関する法律により逮捕されている者については、その身体について凶器を所持しているかどうかを調べることができる。

（犯罪の予防及び制止）

第五条 警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めるときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。

（立入）

第六条 警察官は、前二条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。

2 （略）

3 警察官は、前二項の規定による立入に際しては、みだりに関係者の正当な業務を妨害してはならない。

4 警察官は、第一項又は第二項の規定による立入に際して、その場所の管理者又はこれに準ずる者から要求された場合には、その理由を告げ、且つ、その身分を示す証票を呈示しなければならない。

○領海等における外国船舶の航行に関する法律（平成二十年法律第六十四号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 外国船舶の航行方法等（第三条―第七条）

第三章 雑則（第八条―第十条）

第四章 罰則（第十一条・第十二条）

附則

第四条 外国船舶の船長等は、領海等において、当該外国船舶に次に掲げる行為（以下「停留等」という。）を伴う航行をさせてはならない。ただし、当該停留等について荒天、海難その他の危難を避ける場合、人命、他の船舶又は航空機を救助する場合、海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）その他の法令の規定を遵守する場合その他の国土交通省令で定めるやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

一 停留（水域施設におけるものを除く。）

二 びよう泊（水域施設におけるものを除く。）

三 係留（係留施設にするものを除く。）

四 はいかい等（気象、海象、船舶交通の状況、進路前方の障害物の有無その他周囲の事情に照らして、船舶の航行において通常必要なものは認められない進路又は速力による進行をいう。）

2 (略)

(外国船舶に対する立入検査)

第六条 海上保安庁長官は、領海等において現に停留等を伴う航行を行っており、又は内水において現に通過航行を行っている外国船舶と料される船舶があり、当該停留等又は当該通過航行について、前条第一項若しくは第二項の規定による通報がされておらず、又はその通報の内容に虚偽の事実が含まれている疑いがあると認められる場合において、周囲の事情から合理的に判断して、当該船舶の船長等が第四条の規定に違反している疑いがあると認められ、かつ、この法律の目的を達成するため、当該船舶が当該停留等を伴う航行又は当該通過航行を行っている理由を確かめる必要があると認めるときは、海上保安官に、当該船舶に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、又は当該船舶の乗組員その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする海上保安官は、制服を着用し、又はその身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(外国船舶に対する退去命令)

第七条 海上保安庁長官は、前条第一項の規定による立入検査の結果、当該船舶の船長等が第四条の規定に違反していると認めるときは、当該船長等に対し、当該船舶を領海等から退去させるべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第八条 この法律の規定により海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、管区海上保安本部長に行わせることができる。

(行政手続法の適用除外)

第九条 第七条の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

(国際約束の誠実な履行)

第十条 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意しなければならない。

第十一条 第七条の規定による命令に違反した船長等は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十二条 第六条第一項の規定による立入り若しくは若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）（抄）

(海上保安庁による海賊行為への対処)

第五条 (略)

2 前項の規定は、海上保安庁法第五条第十七号に規定する警察行政庁が関係法令の規定により海賊行為への対処に必要な措置を実施する権限を妨げるものと解してはならない。